

(②第三債務者独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)

債権差押命令申立書

収入印紙
4000
円を貼付
すること

京都地方裁判所第5民事部 御中

令和 年 月 日

申立人

(住所)

(氏名) 印

電話 ()

FAX ()

当事者

請求債権

差押債権

別紙目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類 (但し、□にレを付したもの)

1 執行力ある債務名義の正本

判決正本 和解調書正本 調停調書正本

仮執行宣言付支払督促正本 公正証書正本

2 上記送達証明書 通

3 資格証明書 通

4 商業登記簿謄本 通

5 戸籍謄本 住民票 通

当 事 者 目 録

〒 ー

住 所.....

債権者.....

代表者代表取締役.....

(債務名義上の住所).....

〒 ー

住 所.....

ふりがな
債務者.....

代表者代表取締役.....

(債務名義上の住所).....

〒105-0001

住 所...東京都港区虎ノ門4丁目1番8号...虎ノ門4丁目MTビル5階

第三債務者...独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワ
ーク支援機構.....

代表者理事長...○ ○ ○ ○.....

(送達場所) 同 上.....

請求債権目録

債務者・債権者間の執行力ある

-簡易地方家庭裁判所平成・令和.....年（ ）第.....号事件
 判決正本 和解調書正本 調停調書正本
 仮執行宣言付支払督促正本

-法務局所属公証人.....作成
平成・令和.....年第.....号.....公正証書正本
に表示された金員及び執行費用（該当事項のにレ印を付する）

1 元 金 金.....円

2 遅延損害金 金.....円

但し、上記1の金員に対する平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日までの年 パーセントの割合による遅延損害金

3 執行費用 金.....円

(内訳)

- | | | |
|------------------|-------|---|
| (1) 申立手続費用 | 4,000 | 円 |
| (2) 差押命令送達料 | | 円 |
| (3) 申立書作成及び提出費用 | 1,000 | 円 |
| (4) 執行文付与手数料 | | 円 |
| (5) 送達証明書交付手数料 | | 円 |
| (6) 商業登記簿謄本交付手数料 | | 円 |
| (7) | | 円 |

以上合計 金.....円

(郵便貯金)

差 押 債 権 目 録

金.....円

ただし、債務者が第三債務者(株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター 扱い)に対して有する下記郵便貯金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金とがあるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金 (預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (2) 定額郵便貯金 (預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (3) 積立郵便貯金 (据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (4) 教育積立郵便貯金 (据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (5) 住宅積立郵便貯金 (据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。)
 - (6) 通常郵便貯金 ((1) から (5) までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。)
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金があるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

京都地方裁判所第5民事部 御中

令和 年 月 日

申立債権者

(氏名)

印

債権者

債務者

第三債務者

債権差押命令申立書記載のとおり

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく、申し立てる。